

野々市市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

野々市市 市民生活課

令和6年6月

1 業務の目的

本市は令和4年3月にゼロカーボンシティを宣言し、令和6年3月には第2次野々市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び野々市市カーボンニュートラル推進プラン（第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編））を改訂し、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいる。

その取組の一つとして太陽光等の再生可能エネルギーの導入を進めており、本業務は、太陽光発電設備等の導入が可能な公共施設や効果的な導入手法等について調査・検討し、公共施設への太陽光発電設備等の導入を計画的に進めるための基礎資料とするものである。

事業者の選定にあたっては、調査の実施体制や導入可能施設の調査・選定方法の妥当性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式に基づき契約の相手となる候補者を選定する。

2 業務委託の概要

（1）業務名称

野々市市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務

（2）業務場所

野々市市内一円

（3）業務委託の内容

別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（4）委託期間

契約締結日から令和7年1月10日（金）まで

（5）事業費限度額

11,990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

（6）契約方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定し委託契約を締結する。

（7）担当事務局

野々市市 地域政策部 市民生活課 環境衛生係

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

電話 076-227-6052

メールアドレス shimin@city.nonoichi.lg.jp

3 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たす単体企業とする。

（1）令和6年度野々市市競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は登載される見込みの者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（3）公募の日から業務委託契約締結の日までのいずれの日においても、野々市市指名競争入札参加資格者の指名停止に関する要綱（平成17年野々市町要綱第113号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生

法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 野々市市暴力団排除条例（平成 24 年野々市市条例第 13 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(7) 仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有すること。

(8) 調査等などによって得た情報について、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

4 プロポーザルの実施スケジュール(予定)

契約締結に至るまでの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等、野々市市の休日を定める条例（平成 2 年野々市町条例第 23 号）に規定する市の休日には受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査進捗等により若干変更する場合がある。

期 日	内 容
令和 6 年 6 月 19 日（水）	実施要領・仕様書等の公表
令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 5 時	質問受付締切
令和 6 年 7 月 1 日（月）	質問書に対する回答期限
令和 6 年 7 月 3 日（水）午後 5 時	参加表明書提出期限
令和 6 年 7 月 19 日（金）午後 5 時	企画提案書類提出期限
令和 6 年 7 月 22 日（月）～24 日（水）	一次審査（応募多数の場合、書類審査）
令和 6 年 7 月 25 日（木）	一次審査結果の通知
令和 6 年 8 月 2 日（金）	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和 6 年 8 月上旬	二次審査結果の通知・公表
	契約締結

5 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

① 提出期限 令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 5 時

② 提出書類

提出書類	備考
質問書	様式 1

③ 提出方法

電子メールにて送付とし、件名は「(質疑) 野々市市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託」とすること。電子メールを送信した際には、受信を確認するため、次の連絡先まで連絡を行うこと。

④ 提出先 shimin@city.nonoichi.lg.jp

⑤ 連絡先 076-227-6052

(2) 質問への回答

① 回答期限 令和 6 年 7 月 1 日（月）

② 回答方法 質問者名を伏せて市ホームページに掲載する。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月3日(水)午後5時
- (2) 提出場所 野々市市 地域政策部 市民生活課 環境衛生係
- (3) 提出書類

提出書類	備考
参加表明書	様式2(添付書類含む)

- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は書留郵便とし提出期限までに必着とする。
- (6) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和6年7月4日(木)までに参加資格の確認結果について、参加表明書を提出いただいた全ての事業者へ電子メールで通知する。参加資格を有する事業者(以下「参加事業者」という。)には企画提案書類の提出を依頼する。

7 企画提案書類の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月19日(金)午後5時
- (2) 提出場所 野々市市 地域政策部 市民生活課 環境衛生係
- (3) 提出内容

仕様書に基づくとともに、後述の「評価基準表」の視点を踏まえ、わかりやすく具体的に記載すること。

また、環境省の令和5年度(補正予算)「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の実施要領、公募要領、交付規程、Q&A集、補助事業の手引き等を確認し、同補助金の要件等に準拠したものとする。

その他、仕様書に示す要求事項に固執することなく、有する知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること。

- (4) 提出書類

企画提案書類	備考
企画提案書提出届	様式3(様式3を表紙とし、企画提案書類一式を通してページ番号を付し、目次を作成すること。)
企画提案書	任意様式(業務の実施方針を記載すること。本業務の目的に寄与する独自の提案があれば併せて提案すること。)
会社概要及び業務実績調書	様式4
実施体制調書	様式5
配置予定者調書	様式6
業務工程表	様式7(企画・実施・分析・報告までの一連の流れ(市との打合せ時期・回数等を含む)が分かるよう、業務ごとに詳細に記載すること。)
見積書	様式8

(5) 注意事項

- ①参加事業者1者につき1つの企画提案書類の提出に限る。
- ②用紙サイズはA4とする。ただし様式7「業務工程表」はA3サイズも可とする。
- ③文字サイズは11ポイント以上とする。
- ④事故等による未着については本市では責任を負わない。

(6) 提出部数

正本1部（要押印、電子データを電子メールまたはCD-R等で別途提出すること）

副本13部（押印不要、参加事業者が特定できる表示及び記載の無いものとする。）

(7) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は書留郵便とし提出期限までに必着とする。

提出期限を過ぎた場合には辞退したものとみなす。

提出書類受領後の訂正、追加、差し替え及び再提出は原則認めない（市が修正等を求める場合を除く。）。

8 審査

このプロポーザルは、「野々市市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の審査により優先交渉権者を選定する。

(1) 一次審査

応募数が多数あった場合は、一次審査（書類審査）により参加事業者を5者程度に選定する場合がある。一次審査を実施した場合、参加事業者全員に結果を通知する。一次審査を行わない場合は、参加事業者全員を一次審査通過者として二次審査の案内を行う。

(2) 二次審査

企画提案書類を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

1者あたりプレゼンテーション（20分）及びヒアリング（10分）の概ね30分程度を予定しており、出席者数は管理責任者となるものを含む3名以内とする。

プレゼンテーションは企画提案書類に記載した内容の範囲内とし、追加資料は認めない。PC利用のプレゼンテーションソフトによるプロジェクターを使用した説明も可能とし、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、その他PC等の必要機材は参加事業者が準備すること。なお、説明の際には、参加事業者が特定できないよう留意すること。

(3) 評価基準

審査委員会で後述の「評価基準表」を基に採点し、合計点を算出する。

①各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位1者を契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下「次点の交渉権者」という。）として選定する。

合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、「評価基準表」の「2業務実施方針及び手法」の評価点が高い者を上位とする。

②満点の6割を最低基準点と定め、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点に満たない場合は契約候補としない。

③企画提案書類の提出者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、最低基準点を満たす場合に限り優先交渉権者として選定する。

(4) 審査結果

①審査の結果は参加事業者全員に文書により通知し、市公式ホームページで公表する。

②審査内容の詳細については非公開とし、評価、採点、審査結果に関する問い合わせ及び異議は受け付けない。

野々市市公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目	評価の参考	評価の視点	配点
1 業務実施能力 （業務実施体制の評価）	（様式４） 会社概要及び 業務実績調書 （様式５） 実施体制調書 （様式６） 配置予定者調書	①業務実績 ・同種業務の実績はあるか。 ・近隣自治体での同種業務の実績はあるか。	10
		②業務実施体制 ・役割や責任を明確にし、効率的に本業務を遂行できる実施体制となっているか。	5
	小 計		15
2 業務実施方針 及び手法 （業務提案の評価）	（様式任意） 企画提案書 （様式７） 業務工程表	①本業務で活用する補助金（※）の目的を理解した上で、その内容を十分に理解し分かりやすい提案となっているか。	10
		②情報収集や調査方法について、手法や手順が具体的で実現性のある提案となっているか。	10
		③現地調査の手法は適切か。	10
		④施設の特性や地域の状況を踏まえた提案となっているか。	10
		⑤導入可能性の判断及び発電量推計は適切で具体的か。	10
		⑥太陽光発電設備等の設置に係る躯体への影響等について、具体性のある調査方法や人員体制となっているか。	10
		⑦上記のほか、仕様書に記載のない有用な提案があり、優れている場合に優位に評価する。	15
	小 計		75
3 価格評価	見積書 （様式８）	①算出根拠が明確で、合理的な積算がなされ、妥当な金額か。	5
		②価格 ※全提案者中の最低見積価格を提案者の見積価格で除した額に配点を乗じて得た点数とする。	5
	小 計		10
合 計			100

(※)「令和5年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」における「地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援事業」のうち「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業(第2号事業)」

9 契約の締結

本業務の優先交渉権者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者の企画提案内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

(1) 契約の締結

優先交渉権者は本市と協議し、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 支払条件

後払いとする。

10 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 「企画提案書類の提出」の期限までに提出書類が提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積金額が事業費限度額を越えている場合

(5) 二次審査に参加しなかった場合

(6) 選考の公平性を害する行為があった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会の委員長が失格であると認めた場合

11 その他留意事項

(1) このプロポーザルに参加する費用は全て事業者の負担とする。

(2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(5) 本市と契約を締結する参加事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。

(6) 本市と契約を締結する参加事業者は、提出した業務工程表（様式7）に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。

(7) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

(8) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、法令等に基づき公表することがある。

(9) 参加表明書（様式2）提出の後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出するものとする。

(10) 物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用する等、地域への人的・物的貢献に努めること。

(11) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。